

第 3 章 各 種 資 料

1 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙事務日程表

凡 例

1. この日程表は、福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙並びに市町村長及び市町村議会議員一般選挙の事務執行手続のなかで、主要な事務についてその概要を記載したものである。

市区町村において処理すべき事務については、様式集を参考資料として添付しているので参照されたい。

2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

法 —— 公職選挙法

令 —— 公職選挙法施行令

規 則 —— 公職選挙法施行規則

規 程 —— 公職選挙法事務取扱規程

立 規 —— 立会演説会規程

放 規 —— 政見放送及び経歴放送実施規程

運 規 —— 公職選挙法及び同施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

臨特法 —— 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

臨時令 —— 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

規正法 —— 政治資金規正法

自治法 —— 地方自治法

月 日	曜 日	逆 算 日	知		事			
			県		市	(区)	町	村
			処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令	
3.18	火	前	○関係市区町村との打合せ開催		○市(区)町村長部局の職員に対する選挙事務の委嘱又は充当等について市(区)町村長と協議		自治法180の3	
			○委員会開催		○同上の職員に対する選挙事務の委嘱又は充当及びその処理事務の指導	1	法 273	
			○選挙執行計画の決定		○選挙執行計画の決定			
			○事務分担の作成及び選挙事務の委嘱規程類の整備		○啓発宣伝計画の決定及び実施		法 6①	
			○啓発宣伝計画の決定及び実施	法 6①	○ポスター掲示場設置、場所の告示及び県委員会にその写を送付	23	法 144の2 運規 10の2	
			○市(区)町村選挙管理委員会の事務指導		○ポスター掲示場の区画に記載する番号を定めるくじを行う場所及び日時の告示	24	運規 10の4	
			(委員長、書記長会議開催)		○投票用紙等諸印刷物の受領保管			
			○投票用紙封筒等の印刷発送		○不在者投票の事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備		法令 49 第5章	
			○諸印刷物の作成配布		○投票管理者、同職務代理者、開票管理者、同職務代理者の選任準備		法令 37 24 61 67	
			○選挙長、同職務代理者の選任準備	法75 令80	○投票所入場券等必要書類の印刷		規程 20	
			○立会演説会開催市町村の指定	法規 153① 立規 1	○投票箱点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備			
			○立会演説会実施について政党等と打合せ	法 155③	○投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げの申請	8	法 40 規程 19	
			○立会演説会開催計画の決定	法 155①②	○繰上投票に関する報告(関係市町村)	6	法 56 規程 27	
			○標旗腕章等証明書類の作成		○立会演説会開催単位を県と協議(市町)		立規 1	
			○選挙運動に関する支出金額の制限額の算定	法令 194 127①	○立会演説会施設調書の提出	27	立規 2	
			○個人演説会の施設の指定報告の受理告示	法 161③④	○個人演説会の施設の指定、報告及び費用の納付額の協議		法令 161 121②	
			○各種告示案、通知案の作成		○個人演説会の施設使用予定表の作成		令 118	
			○立候補受付準備(関係証明書類の整備)		○個人演説会の施設使用に関する定及び公表について施設の管理者を指導		令 119②	
			○取締機関、報道機関との協議打合せ		○選挙人名簿の選挙時登録			
			○政治活動用ポスターの証紙印刷		○登録基準日(3月17日)			
			○指定病院等における不在者投票の事務指導	法令 49 55②	○選挙時登録(3月18日)			
			○政見放送関係事務打合せ		○選挙時登録の縦覧場所の告示(3月16日)		臨特令 3 法 23②	
			○立候補予定説明会		○選挙人名簿登録者数報告		令 22①	
			○立候補予備審査					

県 議 会 議 員					
県		市 (区) 町 村			
処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令	
○関係市区との打合せ開催 ○立候補予定者説明会 ○告示日前の処理事項は、政見放送、立候補届予備審査、立会演説会に関する事務を除き知事選挙と同じ		○告示日前の処理事項は、政見放送、立候補届予備審査、立会演説会に関する事務を除き、知事選挙と同じ			

月 日	曜 日	逆 算 日	知		事		
			県		市 (区) 町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
3.19	水	25	選挙期日の告示	臨特法 2	○不在者投票のための投票用紙 投票用封筒の交付場所の告示	2	
			○選挙長及び同職務代理者の選 任告示	法令 75 81	○投票所の告示 (なるべく4月 1日)		法 41
			○選挙長事務を取扱う場所の告 示		○投票管理者及び同職務代理者 の選任、告示	3	法令 37 25
			○選挙運動に関する支出金額の 制限額の告示	法 196	○開票の場所及び日時 の告示 (なるべく4月1日)	16	法 64
			○投票用紙の様式決定の告示		○開票管理者及び同職務代理者 の選任、告示	15	法令 61 67、68
			○投票用紙、投票用封筒に押す べき印の告示	(規様式備考)	○開票立会人決定のくじを行う 場所及び日時 の告示	17	法 62⑥
			○選挙立会人選任のくじを行う べき場所及び日時 の告示	法 76	○候補者の氏名等の掲示の順序 を定めるくじを行う場所及び 日時 の告示	22	法 175の2 運規 35②
			○選挙会の場所及び日時 の告示	法 78	○立会演説会開催単位の告示 (市)	26	立規 1②
			○立会演説会開催計画の告示 (20日まで)	法 155①	○不在者投票開始		法令 49 5章
			○立候補の受付開始 (立候補者 の告示、通知、照会及び報告) (20日まで)	法 86	○個人演説会開催申出受付開始		法令 163
			○立会演説会参加申出受付開始 (3月20日まで)	法156の2① 立規 9	○選挙長から通知のあった候補 者に関する事項を投票管理者 及び開票管理者に通知 (その つど)	21	法令 92
			○選挙事務所の設置及び異動届 受付開始	法令 130② 108	○開票立会人届出受付開始		法 62
			○違反選挙事務所の閉鎖命令 (そのつど)	法 134	○違反文書図画の撤去命令 (そ のつど)	25	法 147 法201の11⑩
			○出納責任者の選任、異動届受 付開始	法 180 法 182	○選挙事務所の設置及び異動届 の受付開始		法令 130② 108
			○選挙公報掲載原稿受付開始 (3月22日まで)	法 168① 運規 23①	○違反選挙事務所の閉鎖命令 (そのつど)		法 134
			○選挙運動のために使用される 事務員に関する届出受付開始	法197の2④ 令128の2			
			○選挙立会人届出受付開始	法 76			
			○確認団体の確認申請受付開始	法201の9			
			○政治活動用ビラの届出受付開 始	法201の9			
			○確認団体の機関紙届出受付開 始	法201の14			
			○政治活動用ポスターの証紙交 付開始	法201の9 法201の11④			
			○政談演説会開催申出受付開始	法201の11②			
			○確認団体に確認書を交付 (そのつど)	法201の9③			
			○違反文書図画の撤去命令 (そのつど)	法 147 法20の1⑩			

月 日	曜 日	逆 算 日	知 事				
			県		市 (区) 町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
3.20	木	24	<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会参加申込最終日 ○立会演説会における候補者の所属の班及び最初の立会演説会における演説の順序を定めるくじ(午後6時選管事務室) ○同上の告示、候補者及び市(区)町村選挙管理委員会へ通知 ○立候補届出最終日 	法156の2① 立規 9 法156の2① 立規 10 立規 11 法156の2⑤ 法 86	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスター公営掲示場にポスター掲示後法第86条第9項の規定により届出を却下し、若しくは候補者が死亡し、又は第91条若しくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。 		運規10の6③
3.21	金	23	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期日(3月20日)後の立会演説会参加申込受付開始 ○同上の場合、参加し得る立会演説会の日及び会場並びに演説順序の決定、告示及び通知 ○ポスター掲示場の状況調査 ○政見放送申込最終日 ○政見放送の日時の決定のくじ(午後6時 選管事務室) 	法 157 立規 12 法 157③ 放規 4② 放規 11①	<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備(1市町村又は1単位50ヶ所以上) ○個人演説会開始 		法 158 法 164の2
3.22	土	22	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙公報掲載申請最終日 ○選挙公報掲載順序のくじ(午後6時 選管事務室) 	法 168① 運規 23① 法 169④ 運規 29			
3.23	日	21	○選挙公報の印刷校正		<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始 ○立会演説会の司会者の指定 		法 158 立規 15
3.24	月	20	○選挙公報の印刷校正				
3.25	火	19	<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会において演説を行わなかった場合に順序変更したときの演説の順序の決定、告示及び通知 ○立会演説会の指導状況調査(そのつど) 	法 157の2	<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会開始 ○立会演説会場の表示及び演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示(そのつど) ○立会演説会の設備及び演説の司会並びに開催結果の報告(そのつど) 	28	法 152 法 158② 立規 3
3.26	水	18	○選挙公報の印刷完了及び発送		<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会 ○選挙公報の受領及び配布開始 		法 152 法 170 運規 32
3.27	木	17			<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会 ○選挙公報の受領及び配布 		同 上
3.28	金	16			<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会 ○選挙公報の配布 		同 上
3.29	土	15			<ul style="list-style-type: none"> ○立会演説会 ○選挙公報の配布 		法 152 法 170 運規 32②

県 議 会 議 員				
県		市 (区) 町 村		
処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
○県議立候補届予備審査（地方書記室を含む）				

月 日	曜 日	逆 算 日	知 事				
			県		市 (区) 町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
3. 30	日	14			○立会演説会 ○選挙公報の配布		法 152 法 170 運規 32②
3. 31	月	13			○選挙公報の配布		法 170 運規 32②
4. 1	火	12	○繰り上げ投票期日の決定、告示及び関係市町村選挙管理委員会に通知 ○投票所開閉時刻の繰り上げ繰り下げの承認及び関係市町村選挙管理委員会に通知	法令 56 46 法 40	○選挙公報の配布		法 170 運規 32②
4. 2	水	11			○選挙公報配布		法 170 運規 32②
4. 3	木	10	○投・開票事務打合せ ○ポスター掲示場の状況調査		○選挙公報配布 ○繰り上げ投票の期日について投票管理者及び開票管理者に通知	7	法 170 運規 32② 令 46

県 議 会 議 員				
県		市 (区) 町 村		
処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
<p style="text-align: center;">選挙期日の告示</p> <p>○選挙長及び同職務代理者の選任告示</p> <p>○選挙長事務を取扱う場所の告示</p> <p>○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示</p> <p>○投票用紙の様式決定の告示</p> <p>○投票用紙、投票用封筒に押すべき印の告示</p> <p>○選挙立会人選任のくじを行うべき場所及び日時の告示</p> <p>○選挙会の場所及び日時の告示</p> <p>○立候補の受付開始（立候補者の告示、通知、照会及び報告）（4月2日まで）</p> <p>○選挙事務所の設置及び異動届受付開始</p> <p>○違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど）</p> <p>○出納責任者の選任、異動届受付開始</p> <p>○選挙運動用ポスターの証紙交付</p> <p>○選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始</p> <p>○選挙立会人届出受付開始</p> <p>○確認団体の受付開始</p> <p>○確認団体に確認書の交付（そのつど）</p> <p>○政治活動用ポスター検印</p> <p>○政治活動用ビラの届出受付開始</p> <p>○確認団体の機関紙誌届出受付開始</p> <p>○政談演説会開催届出受付開始</p> <p>○違反文書図画の撤去命令（そのつど）</p>	<p>特例法 2</p> <p>法令 75 80、81</p> <p>法 196</p> <p>（規様式備考）</p> <p>法 76</p> <p>法 78</p> <p>法 86</p> <p>法令 130② 108</p> <p>法 134</p> <p>法 180 182</p> <p>法 144②</p> <p>法197の2④ 令128の2</p> <p>法 76</p> <p>法 201の8</p> <p>法 201の8</p> <p>法 201の11</p> <p>法 201の8</p> <p>法 201の14</p> <p>法201の11②</p> <p>法147 法201の11⑩</p>	<p>○不在者投票のための投票用紙、投票用封筒等の交付場所の告示</p> <p>○投票所の告示（なるべく）</p> <p>○投票管理者及び同職務代理者の選任、告示</p> <p>○開票の場所及び日時の告示（なるべく）</p> <p>○開票管理者及び同職務代理者の選任、告示</p> <p>○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示</p> <p>○候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示</p> <p>○不在者投票開始</p> <p>○個人演説会開催届出受付開始</p> <p>○選挙長から通知のあった候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知（そのつど）</p> <p>○開票立会人届出受付開始</p> <p>○違反文書図画の撤去命令（そのつど）</p>	<p>2</p> <p>4 5</p> <p>3</p> <p>16</p> <p>15</p> <p>17</p> <p>22</p> <p>20 21</p> <p>25</p>	<p>法 41</p> <p>法 37 25</p> <p>法 64</p> <p>法令 61 67、68</p> <p>法 62⑥</p> <p>法 175の2 運規 35②</p> <p>法令 49 5章</p> <p>法 163</p> <p>法令 92</p> <p>法 62</p> <p>法 147 法201の11⑩</p>
○立候補届出締切日	法 86	○ポスター掲示場にポスター掲示後法第86条第9項の規定により届出を却下し、若しくは候補者が死亡し、または第91条若しくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。		運規 10の6
○投・開票事務打合せ ○ポスター掲示場の状況調査				

月 日	曜 日	逆 算 日	知 事					
			県		市 (区) 町 村			
			処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令	
4. 3	水	10				○投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの告示及び投票管理者に通知	9 10	法 40②
4. 4	金	9	○ポスター掲示場の状況調査			○選挙公報配布		法 170 運規 32②
4. 5	土	8				○立会演説会 ○選挙公報配布		法 152 法 170 運規 32②
4. 6	日	7				○立会演説会 ○繰上投票の投票所告示期限 ○選挙公報配布		法 152 法 41 法 170 運規 32②
4. 7	月	6				○立会演説会 ○繰上投票立会人の選任及び通知 ○選挙公報配布		法 152 法 38 法 170 運規 32②
4. 8	火	5				○立会演説会 ○投票所告示期限 ○投票所の氏名等の掲示順序のくじ (開票区ごと) ○選挙公報配布	4	法 41 法 175の2 法 170 運規 32②
4. 9	水	4				○立会演説会最終日 ○投票立会人の選任 (3～5人) 投票管理者及び本人に通知 ○投票所入場券の配布 ○郵便投票の投票用紙等交付請求最終日	11 12 13	法 38 令 31 令 59の4①
4. 10	木	3	○選挙立会人届出期限 ○補充立候補届出期限 ○政見放送最終日 ○選挙立会人決定のくじ	法 76 法 86④ 法 150 法規 9 法 76		○開票立会人届出期限 ○開票立会人決定のくじ (選管) ○投票立会人選任通知期限		法 62 法 62 法 38 法令 26
4. 11	金	2	○繰上投票期日 (速報の受理)	法 56		○繰上投票期日 (投票結果の速報) ○選挙公報配布完了期限 ○投票所及び開票所の事務従事者の委嘱及び事務分担の決定期限 (投票管理者、開票管理者)		法 56 法 170
4. 12	土	1	○選挙運動最終日 ○当日有権者見込数の報告受理	法 129		○投票所入場券配布完了期限 ○投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示		令 31 法令 175の2 32

県 議 会 議 員				
県		市 (区) 町 村		
処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
○ポスター掲示場の状況調査				
		○繰上投票の投票所告示期限		法 41
		○繰上投票立会人の選任及び通知		法 38
		○投票所の告示期限 ○投票所の氏名等の掲示順序のくじ（開票区ごと）	4	法 41 法 175の2
		○投票立会人の選任（3～5人）投票管理者及び本人に通知 ○投票所入場券の配布 ○郵便投票の投票用紙等交付請求最終日		法 38 令 31 令 59の4①
○選挙立会人届出期限 ○補充立候補届出期限 ○選挙立会人決定のくじ	法 76 法 86⑤ 法 76	○投票立会人選任通知期限 ○開票立会人届出期限 ○開票立会人決定くじ（選管）		法 38 令 26 法 62 法 62
○繰上投票期日（速報の受理）	法 56	○繰上投票期日（投票結果の速報） ○投票所及び開票所の事務従事者の委嘱及び事務分担の決定期限（投票管理者、開票管理者）		法 56
○選挙運動最終日	法 129	○投票所入場券配布完了期限 ○投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示		令 31 法 175の2 令 32

月 日	曜 日	逆 算 日	知 事					
			県		市 (区) 町 村			
			処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令	
4.12	土	1			○投票所を設けた場所の入口から300mの区域の表示 ○当日有権者見込数の報告 ○不在者投票最終日			法 132 法令 49 第5章
4.13	日	0	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">投票日</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">開票日</div> ○投票所を設けた場所の入口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○投票、開票の中間及び結果の速報の受理、集計、自治省に報告、発表 ○選挙運動に関する収支報告書の受付開始 ○政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告書の受付開始	法 132 法 134 規程 23 規程 41 法 189 規正法13	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">投票日</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">開票日</div> ○投票事務の処理、中間及び結果の速報 ○投票録等の作成、投票箱等を開票管理者に送致 ○開票事務の処理、開票状況及び結果の速報、開票録の作成	14 18 法 54 法 55 法 66 法 70 規程 41	規程 23 規程 41	
4.14	月	1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">開票日</div> ○開票結果速報の受理、集計自治省に報告、発表 ○開票結果の審査受領	規程 41 規程 42	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">開票日</div> ○開票及び速報(開票未了市町村) ○開票結果報告(持参すること)	19	規程 41 規程 42	
4.15	火	2	○開票結果の審査、受領 ○開票結果の集計 ○選挙会の準備	規程 42	○開票結果報告(持参すること)	19	規程 42	
4.16	水	3	○選挙会開催 ○当選人の決定、選挙管理委員会に報告 ○当選人の告知、住所氏名の告示 ○当選証書の附与及び告示 ○当選等に関する報告(自治大臣あて)	法 80 法 101 法 101② 法 105 法 108	○選挙事務の整理、報告			
4.17	木	4	○選挙結果の整理 ○執行経費の精算 ○選挙の記録の作成					
4.28	月	15	○選挙に関する収支報告書の提出期限(第1回分) ○政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告書の提出期限(第1回分)	法 189 規正法13				

県 議 会 議 員				
県		市 (区) 町 村		
処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	様式	根拠法令
		○投票所を設けた場所の入口から 300 m の区域の表示		法 132
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 投票日 開票日 </div> ○投票所を設けた場所の入口から 300 m 未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、自治省に報告、発表 ○選挙運動に関する収支報告書の受付開始 ○政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告書の受付開始	法 132 法 134 規程 23 規程 41 法 189 規正法13	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 投票日 開票日 </div> ○投票事務の処理、中間及び結果の速報 ○投票録等の作成、投票箱等を開票管理者に送致 ○開票事務の処理、開票状況及び結果の速報、開票録等の作成 ○選挙会（即日開票分）	14 18	法 54 法 55 法 66 法 70 規程 41
<div style="display: flex; justify-content: center;"> 開 票 日 </div> ○開票結果速報の受理、集計及び報告並びに発表 ○開票結果の審査受領	規程 41 規程 42	<div style="display: flex; justify-content: center;"> 開 票 日 </div> ○開票及び速報（開票未了市町村） ○開票結果報告（持参すること） ○選挙会（翌日開票の分）	19	規程 42
○開票結果の審査受領 ○開票結果の集計 ○選挙会開催（郡部） ○当選人の決定、選挙管理委員会に報告	規程 42 法 80 法 101	○選挙会の準備 ○選挙会開催（開票区が 2 以上の選挙区） ○当選人の決定、選挙管理委員会に報告		法 80 法 101
○当選人の告知、住所氏名の告示 ○当選証書の附与及び告示 ○当選等に関する報告（知事あて）	法 101② 法 105 法 108	○選挙事務の整理、報告		
○選挙結果の整理 ○執行経費の精算 ○選挙の記録の作成 ○選挙に関する収支報告書の提出期限（第 1 回分） ○政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告書の提出期限（第 1 回分）	法 189 規正法13			

福岡県知事及び福岡県議会議員

月		3																			
日曜	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月	1 火			
逆算日					25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12			
経過日					0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			
知	主要処理事項			告示日	選挙期日の告示、選挙長、同職務代理者の選任告示（県） 投票管理者及び開票管理者並びに職務代理者の選任告示（市区町村）																
				選挙執行準備期間(立候補届出期間) (補 充 立 候 補 届 出 期 ○ 選挙運動費用制限額の告示 {選挙運動期間(選挙事務所設置届、異動届、ポスター証紙の交付、出納) ○ 立会演説会開催計画の告示 (知事立合演説会) (立会演説会参加申出期間) (選挙公報掲載申出期間)(選挙公報、印刷、発行)送 (選挙 (選挙公報掲載順序くじ) (政見放送申込期間) ○ (政見放送の日時の決定くじ) {選挙立会人届出(県)投票立会人の選任、開票立会人の届出(市区町村) (ポスター掲示場設置期限) (ポスターを公営掲示場に掲示できる期間)																	
				経過日																	0
議	議会議員			告示日	(立候補届出) ○ {選挙出納 {選挙 (ポス																
				(選挙執行準備)																	

一般選挙主要日程一覧表

4																					
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0										
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
											投票日										
											(開票)										
											(開票結果報告)										
責任者選任届、個人演説会の開催申出及び開催)																					
											(知事立会演説会)										
公報配付期間)																					
期間)											○ { 選挙立会人決定のくじ(県) } { 開票立会人決定のくじ(市区町村) }										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
選挙期日の告示、選挙長、同職務代理者の選任告示(県) 投票管理者及び開票管理者並びに職務代理者の選任告示 (市区町村)											投票日										
補期間) (補充立候補届出期間)											(開票)										
(選挙運動費用制限額の告示)											(開票結果報告)										
運動期間(選挙事務所設置届、異動届、ポスター証紙の交付) 責任者選任届)											(選挙会)										
											○ { 選挙立会人決定のくじ(県) } { 開票立会人決定のくじ(市区町村) }										
立会人届出(県市区)投票立会人の選任、開票立会人の届出期間 (市区町村)																					
ターを公営掲示場に掲示できる期間)																					

2 選挙長事務を取扱う場所等に関する調

(イ) 県知事選挙

選挙長事務を取扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県選挙管理委員会事務局	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県選挙管理委員会事務局	4月16日 午後1時

(ロ) 県議会議員一般選挙

選挙区	選挙長事務を取扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
北九州市門司区選挙区	北九州市門司区清滝1丁目1番1号 北九州市門司区役所第3会議室	北九州市門司区高田1丁目20番1号 北九州市立門司体育館	4月14日 午前8時
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区室町1丁目1番1号 北九州市小倉北区選挙管理委員会事務局	北九州市小倉北区三萩野2丁目10番1号 北九州市立小倉体育館	4月14日 午前8時
北九州市小倉南区	北九州市小倉南区若園5丁目1番2号 北九州市小倉南区選挙管理委員会事務局	北九州市小倉南区若園4丁目1番1号 小倉南養護学校 体育館	4月14日 午前8時
北九州市若松区	北九州市若松区浜町1丁目1番1号 北九州市若松区選挙管理委員会事務局	北九州市若松区浜町1丁目1番2号 若松文化体育館	4月14日 午前8時
北九州市八幡東区	北九州市八幡東区中央1丁目1番1号 北九州市八幡東区選挙管理委員会事務局	北九州市八幡東区尾倉3丁目10番1号 北九州市立尾倉中学校 屋内運動場	4月14日 午前8時
北九州市八幡西区	北九州市八幡西区筒井町15番1号 北九州市八幡西区選挙管理委員会事務局	北九州市八幡西区藤田2447番地の1 三菱化成体育館	4月14日 午前8時
北九州市戸畑区	北九州市戸畑区新池1丁目1番1号 北九州市戸畑区選挙管理委員会事務局	北九州市戸畑区新池1丁目3番1号 北九州市職員健康保険組合戸畑健保体育館	4月14日 午前8時
福岡市東区	福岡市東区箱崎2丁目54番1号 福岡市東区選挙管理委員会事務局	福岡市東区箱崎2丁目54番1号 東区役所会議室	4月15日 午後1時
福岡市博多区	福岡市博多区博多駅前2丁目9番3号 福岡市博多区選挙管理委員会事務局	福岡市博多区博多駅前2丁目9番3号 博多区役所会議室	4月15日 午後1時
福岡市中央区	福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市中央区選挙管理委員会事務局	福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 議会事務局委員会室	4月15日 午後1時
福岡市南区	福岡市南区大字塩原字水町914番地の1 福岡市南区選挙管理委員会事務局	福岡市南区大字塩原字水町914番地の1 南区選挙管理委員会事務局	4月15日 午後1時
福岡市西区	福岡市西区百道2丁目1番1号 福岡市西区選挙管理委員会事務局	福岡市西区百道2丁目1番1号 西区役所大会議室	4月15日 午後1時
大牟田市三池郡	大牟田市有明町36 大牟田市選挙管理委員会事務局	大牟田市有明町36 大牟田市役所第1会議室	4月15日 午前10時
久留米市	久留米市城南町15番地の3 久留米市選挙管理委員会事務局	久留米市東櫛原町173番地 社団法人久留米スポーツセンター 体育館	4月14日 午前8時
直方市	直方市殿町7番1号 直方市選挙管理委員会事務局	直方市津田町7番20号 市民会館第3会議室	4月13日 午後8時
飯塚市	飯塚市新立岩5番5号 飯塚市選挙管理委員会事務局	飯塚市本町19番38号 飯塚市公会堂	4月14日 午前8時
田川市	田川市中央町1番1号 田川市選挙管理委員会事務局	田川市千代町6番3号 田川市体育館	4月14日 午前8時
柳川市	柳川市大字本町87番地の1 柳川市選挙管理委員会事務局	柳川市大字坂本町29番地の1 柳川市民会館大会議室	4月13日 午後8時
甘木市	甘木市大字菩提寺412番地の2 甘木市選挙管理委員会事務局	甘木市大字甘木873番地の3 甘木朝倉市町村会館	4月14日 午前8時

八女市	八女市大字本町647番地 八女市選挙管理委員会事務局	八女市大字本町586番地 市町村会館小ホール	4月13日 午後8時
筑後市	筑後市大字山の井898番地 筑後市選挙管理委員会事務局	筑後市大字山の井898番地 筑後市民会館	4月13日 午後8時
大川市	大川市大字酒見256番地の1 大川市選挙管理委員会事務局	大川市大字酒見221番地の11 大川市文化センター	4月13日 午後7時40分
行橋市	行橋市大字大橋2296番地 行橋市選挙管理委員会事務局	行橋市大字大橋2221番地 行橋小学校体育館	4月14日 午前8時
豊前市	豊前市大字吉木955番地 豊前市選挙管理委員会事務局	豊前市大字赤熊1313番地 八屋中学校講堂	4月13日 午後7時30分
中間市	中間市大字中間6683番地の3 中間市選挙管理委員会事務局	中間市大字中間6826番地 中間市公会堂	4月14日 午前8時
小郡市 三井郡	小郡市小郡255番地の1 小郡市選挙管理委員会事務局	小郡市小郡255番地の1 小郡市役所第3会議室	4月15日 午前9時30分
筑紫野市	筑紫野市大字二日市753番地の1 筑紫野市選挙管理委員会事務局	筑紫野市大字二日市764番地 二日市小学校体育館	4月13日 午後8時
春日市	春日市大字下白水634番地の1 春日市選挙管理委員会事務局	春日市大字下白水620番地 春日市立春日小学校講堂	4月13日 午後7時30分
大野城市	大野城市曙町2丁目14番地 大野城市選挙管理委員会事務局	大野城市大字瓦田800番地 大野小学校体育館	4月13日 午後7時
筑紫郡	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県選挙管理委員会事務局	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県庁内 議会第1会議室	4月15日 午前10時
粕屋郡	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県選挙管理委員会事務局	福岡市中央区天神1丁目1番 福岡県庁内 議会第1会議室	4月15日 午前11時
宗像郡	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県選挙管理委員会事務局	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県庁内 議会第2会議室	4月15日 午前10時
遠賀郡	中間市大字中間6683番地の2 中間市選挙管理委員会事務局	中間市大字中間6683番地の2 中間市役所4階第1会議室	4月15日 午前10時
鞍手郡	直方市殿町7番1号 直方市選挙管理委員会事務局	直方市殿町7番1号 直方市役所2階第1応接室	4月15日 午前10時
嘉穂郡 山田市	飯塚市新立岩5番5号 飯塚市選挙管理委員会事務局	飯塚市大字新立岩5番5号 飯塚市役所第2会議室	4月15日 午後2時
朝倉郡	甘木市大字菩提寺412番地の2 甘木市選挙管理委員会事務局	甘木市大字菩提寺412番地の2 甘木市選挙管理委員会事務局	4月15日 午前10時30分
糸島郡	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県選挙管理委員会事務局	福岡市中央区天神1丁目1番1号 福岡県庁内 議会第2会議室	4月15日 午前11時
浮羽郡	久留米市城南町15の3番地 久留米市選挙管理委員会事務局	久留米市城南町15番地の3 久留米市役所第1会議室	4月15日 午前10時30分
三潞郡	大川市大字酒見256番地の1 大川市選挙管理委員会事務局	大川市大字酒見256番地の1 大川市役所第3会議室	4月15日 午後2時
八女郡	八女市大字本町647番地 八女市選挙管理委員会事務局	八女市大字本町647番地 八女市役所第1会議室	4月15日 午前10時
山門郡	柳川市大字本町87番地の1 柳川市選挙管理委員会事務局	柳川市大字本町87番地の1 柳川市選挙管理委員会事務局	4月15日 午前10時
田川郡	田川市中央町1番1号 田川市選挙管理委員会事務局	田川市中央町1番1号 田川市役所3階第31会議室	4月15日 午前11時
京都郡	行橋市大字大橋2296番地 行橋市選挙管理委員会事務局	行橋市大字大橋2307番地の2 行橋市民会館	4月15日 午後1時30分
築上郡	豊前市大字吉木955番地 豊前市選挙管理委員会事務局	豊前市大字吉木955番地 豊前市役所第1会議室	4月15日 午後2時

3 福岡県知事および福岡県議会議員一般選挙啓発事業の概要

1. 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部会の開催

選挙をきれいにする福岡県本部員（県選管委員長、福岡地方検察庁検事正、福岡県警察本部長、西日本新聞社編集局長、県推協会長、福岡県都市選挙管理委員会連合会会長）で、知事、県議選挙を明るく正しく推進するための方策を協議した。

開催日 3月7日午前11時

場 所 福岡市日生ビル

2. 啓発ポスターの掲示

啓発ポスターB₂、B₃2種を28,700枚印刷し、市町村にB₂（大版）を18,910枚（1投票区につき20枚）、他を国鉄、西鉄駅舎、国鉄・西鉄車内、北九州市営バス車内等に掲示した。

3. 広報車による啓発

県広報室の広報車により、県下全域にわたって啓発宣伝を実施した。

期 間 3月19日～20日、24日～25日、27日～28日、4月3日～4日、7日～8日
12日～13日の計12日間

4. 広告塔等による啓発

広告塔……博多駅前広場建植広告（0.9m×5.4m）

広告板……県庁正門横に懸架広告（1.3m×7.0m）

5. 懸垂幕による啓発

懸垂幕14mから7mのもの4種類125本を作成し、各市区町村および10デパートに掲示した。

6. リーフレットによる啓発

統一地方選挙の意義、投票の手続および投票の呼びかけを図るため、リーフレットを作成し、県下全家庭に配付した。

作成部数 137万部

7. 啓発資材による啓発

標語入り鉛筆1,000打を作成し、各市町村において啓発した。

標語入り風船50,000個を作成し、各市町村において啓発した。

啓発用絵ハガキ50,000枚を購入し、各市町村において啓発した。

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部の声明

声 明

選挙は民主政治の根本をなすものであり、真の議会制民主政治を創りあげるためには選挙が明るくきれいに行われることが不可決の要件である。

しかるに、昨年の参議院選挙の実態は、選挙のルールが守られず、金がかかりすぎた状況で誠に遺憾である。今日金のかからない明るい選挙の実現は国民的要請となっており政治への信頼の回復もこの一点にかかっているといえる。

すでに国会においても選挙をきれいにするための一大国民運動を展開すべきであるとの決議がなされた。

よって、われわれは、本日「選挙をきれいにする国民運動福岡県本部」を設置しこの運動の趣旨の徹底化を図るとともに明るい選挙の実現に全力を注ぐ所存である。

近く統一地方選挙が施行されるが、今回もすでに立候補予定者や後援団体のポスター、看板等が街頭にはらんし、これが選挙に金のかかる要因となっており、良識ある有権者のきびしい批判を集めている。

ここに、われわれは買収供応など悪質な選挙犯罪をはじめ事前運動その他の選挙違反を一掃するため、政党、候補者（予定者）及び選挙運動関係者に対して、公職選挙法を守り、いやしくも違法行為がないよう強く要望するとともに、有権者各位に対しても主権者としての政治的自覚を高め、選挙にあたっては、政策や政見をよくみきわめ自由な意思のもとに良識ある行動をとられることを切望するものである。

以上声明する。

昭和 50 年 3 月 7 日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部

4 福岡県知事選挙当日有権者数調

区分 市区町村名	(a) 昭和50年3月18日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和50年3月19日 以降登録者数				
	男	女	計	男	女	計		
北九州 州市	門司区	47,585	55,392	102,977	7	16	23	
	小倉区	74,294	82,897	157,191	47	52	99	
	八幡区	47,880	51,671	99,551	10	6	16	
	小岩井区	30,791	34,945	65,736	4	5	9	
	八幡東区	41,541	47,122	88,663	9	17	26	
	八幡西区	73,982	81,489	155,471	12	11	23	
	戸畑区	30,463	33,059	63,522	4	5	9	
	計	346,536	386,575	733,111	93	112	205	
	福岡 市	東博多区	57,719	59,204	116,923	32	31	63
		中央区	53,819	59,856	113,675	59	70	129
南区		39,664	48,555	88,219	14	16	30	
西区		59,453	66,048	125,501	20	17	37	
計		104,809	111,595	216,404	66	80	146	
大久直飯田 柳山甘八筑 大行豊中小筑春大 市	牟田米市	54,192	65,770	119,962	46	53	99	
	方塚川市	63,066	74,889	137,955	12	12	24	
	川木女後市	19,222	22,781	42,003	2	0	2	
	方塚川市	25,541	30,392	55,933	2	6	8	
	川木女後市	20,521	25,099	45,620	0	0	0	
	川木女後市	14,467	17,274	31,741	0	0	0	
	川木女後市	4,976	6,136	11,112	4	2	6	
	川木女後市	14,090	16,529	30,619	3	6	9	
	川木女後市	12,421	14,721	27,142	3	4	7	
	川木女後市	12,466	14,711	27,177	0	0	0	
大行豊中小筑春大 市	川橋前開郡	16,375	18,205	34,580	7	8	15	
	川橋前開郡	16,715	19,645	36,360	10	12	22	
	川橋前開郡	10,520	12,335	22,855	0	2	2	
	川橋前開郡	13,989	15,857	29,846	2	1	3	
	川橋前開郡	11,567	13,113	24,680	6	8	14	
	紫野市	14,862	16,745	31,571	0	0	0	
	紫野市	17,315	17,461	34,776	0	0	0	
	紫野市	15,002	16,129	31,131	0	0	0	
	計	1,019,271	1,149,625	2,168,896	381	440	821	
	郡	計	362,219	417,909	780,128	202	216	418
計		1,381,490	1,567,534	2,949,024	583	656	1,239	
筑紫郡	太那町	10,958	12,479	23,437	1	2	3	
	宰珂町	4,957	5,477	10,434	3	5	8	
	計	15,915	17,956	33,871	4	7	11	
粕屋郡	宇佐志須新町	9,439	7,198	13,637	0	0	0	
	美栗免恵宮町	5,452	9,116	11,568	3	2	5	
	宇佐志須新町	8,601	9,321	17,922	0	0	0	
	宇佐志須新町	5,096	5,692	10,788	0	0	0	
	宇佐志須新町	4,223	4,373	8,596	0	0	0	
粕屋郡	古久粕町	9,121	9,938	19,059	1	5	6	
	賀山屋町	2,559	2,847	5,406	0	1	1	
	賀山屋町	7,198	7,714	14,912	6	4	10	
	計	48,689	53,199	101,888	10	12	22	
宗像郡	宗福津玄大町	13,726	15,295	29,021	0	1	1	
	像間崎町	7,520	8,299	15,819	20	26	46	
	像間崎町	3,849	4,557	8,406	0	0	0	
	海島村	3,098	3,533	6,631	0	0	0	
	海島村	431	510	941	0	0	0	
	計	28,624	32,194	60,818	20	27	47	

(c) 昭和50年3月 19日以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
159	164	323	351	360	711	47,080	54,879	101,959
419	385	804	1,851	1,688	3,539	72,033	80,842	152,875
160	177	337	1,058	883	1,941	46,734	50,670	97,404
153	155	308	519	392	911	30,119	34,384	64,503
112	107	219	723	599	1,322	40,671	46,422	87,093
412	439	851	1,457	1,648	3,105	72,170	79,451	151,621
134	138	272	726	478	1,204	29,588	32,426	62,014
1,549	1,565	3,114	6,685	6,048	12,733	338,395	379,074	717,469
250	215	465	1,200	731	1,931	56,301	58,289	114,590
372	327	699	1,491	1,255	2,746	52,015	58,344	110,359
206	182	388	1,220	1,170	2,390	38,252	47,219	85,471
310	354	664	1,908	1,946	3,854	57,255	63,765	121,020
401	370	771	2,793	2,051	4,844	101,681	109,254	210,935
1,539	1,448	2,987	8,612	7,153	15,765	305,504	336,871	642,375
100	92	192	894	861	1,755	53,244	64,870	118,114
349	387	736	716	661	1,377	62,013	73,853	135,866
78	81	159	390	368	758	18,756	22,332	41,088
136	156	292	666	634	1,300	24,741	29,608	54,349
114	95	209	393	410	803	20,014	24,594	44,608
55	55	110	183	241	424	14,229	16,978	31,207
23	10	33	74	105	179	4,883	6,023	10,906
69	91	160	227	133	360	13,797	16,311	30,108
12	5	17	214	241	455	12,198	14,479	26,677
21	18	39	204	244	448	12,241	14,449	26,690
28	23	51	229	236	465	16,125	17,954	34,079
70	88	158	269	288	557	16,386	10,281	35,667
23	26	49	195	209	404	10,302	12,102	22,404
65	109	174	307	289	596	13,619	15,460	29,079
34	37	71	265	311	576	11,274	12,773	24,047
117	100	217	356	376	732	14,353	16,269	30,622
124	87	211	804	660	1,464	16,387	16,714	33,101
204	194	398	370	354	724	14,428	15,581	30,009
4,710	4,667	9,377	22,053	19,822	41,875	992,889	1,125,576	2,118,465
1,728	1,770	3,498	7,319	7,650	14,969	353,374	408,705	762,079
6,438	6,437	12,875	29,372	27,472	56,844	1,346,263	1,534,281	2,880,544
74	79	153	367	401	768	10,518	12,001	22,519
30	33	63	123	115	238	4,807	5,334	10,141
104	112	216	490	516	1,006	15,325	17,335	32,660
12	7	19	253	255	508	6,174	6,936	13,110
12	30	42	90	101	191	5,353	5,987	11,340
45	44	89	211	193	404	8,345	9,084	17,429
17	17	34	131	141	272	4,948	5,534	10,482
28	29	57	214	122	336	3,981	4,222	8,203
95	112	207	178	217	395	8,849	9,614	18,463
7	5	12	97	76	173	2,455	2,767	5,222
56	40	96	240	243	483	6,908	7,435	14,343
272	284	556	1,414	1,348	2,762	47,013	51,579	98,592
20	15	35	531	505	1,036	13,175	14,776	27,951
76	78	154	266	251	517	7,198	7,996	15,194
18	20	38	54	77	131	3,777	4,460	8,237
5	5	10	70	50	120	3,023	3,478	6,501
1	0	1	3	5	8	427	505	932
120	118	238	924	888	1,812	27,600	31,215	58,815

区分 市区町村名	(a) 昭和50年3月18日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和50年3月19日 以降登録者数			
	男	女	計	男	女	計	
遠賀郡	芦水	6,563	6,562	13,125	2	1	3
	屋卷	8,047	8,980	17,027	25	13	38
	岡遠	6,709	7,685	14,394	5	2	7
	遠	3,363	3,847	7,210	0	0	0
	計	24,682	27,074	51,756	32	16	48
鞍手郡	小鞍宮	3,749	4,522	8,271	0	0	0
	竹手	6,008	7,145	13,153	1	3	4
	田宮	8,696	10,261	18,957	6	7	13
	宮	3,622	4,180	7,802	0	0	0
	計	22,075	26,108	48,183	7	10	17
嘉穂郡	桂穂	4,205	4,985	6,190	1	0	1
	穂	7,155	8,740	15,895	0	3	3
	嘉穂	2,307	2,751	5,058	1	5	6
	筑穂	4,004	4,827	8,831	22	22	44
	筑穂	3,593	4,260	7,853	4	3	7
	庄	8,495	10,151	18,646	3	2	5
	庄	2,850	3,427	6,277	3	1	4
	庄	2,472	2,898	5,370	6	6	12
計	35,081	42,039	77,120	40	42	82	
朝倉郡	杷朝	3,478	4,355	7,833	6	9	15
	三夜	4,032	4,716	8,748	9	7	16
	須	2,972	3,537	6,509	0	0	0
	小	3,312	3,857	7,169	2	6	8
	宝	489	575	1,064	0	0	0
	石	816	971	1,787	0	0	0
計	15,099	18,011	33,110	17	22	39	
糸島郡	前二	11,006	12,731	23,737	0	0	0
	志	3,659	4,260	7,919	0	0	0
	摩	4,595	5,312	9,907	0	0	0
計	19,260	22,303	41,563	0	0	0	
浮羽郡	吉田	5,711	6,855	12,566	0	0	0
	主丸	7,359	8,772	16,131	2	3	5
	羽	6,028	7,103	13,131	1	0	1
	計	19,098	22,730	41,828	3	3	6
三井郡	北大	3,963	4,620	8,583	0	0	0
	野洗	4,143	4,731	8,874	0	0	0
	計	8,106	9,351	17,457	0	0	0
三潞郡	城大三	4,518	5,280	9,798	4	2	6
	島木	4,118	4,835	8,953	0	0	0
	潞	4,061	4,709	8,770	1	1	2
	計	12,697	14,824	27,521	5	3	8
八女郡	黒上	5,953	6,943	12,896	1	2	3
	立	1,957	2,212	4,169	0	0	0
	広	5,090	5,845	10,935	4	8	12
	矢	5,031	5,764	10,795	9	14	23
	星	1,033	1,241	2,274	0	0	0
	野	1,632	2,081	3,713	0	0	0
	計	20,696	24,086	44,782	14	24	38
山門郡	瀬大三	8,686	10,371	19,057	1	0	1
	高和	6,221	7,220	13,441	0	2	2
	橋	5,249	6,320	11,569	3	1	4
	川	2,144	2,435	4,579	0	1	1
	計	22,300	26,346	48,646	4	4	8

(c) 昭和50年3月 19日以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
185	100	285	184	129	313	6,196	6,334	12,530
50	51	101	160	146	306	7,862	8,796	16,658
9	13	22	65	58	123	6,640	7,616	14,256
6	6	12	72	65	137	3,285	3,776	7,061
250	170	420	481	398	879	23,983	26,522	50,505
6	3	9	103	115	218	3,640	4,404	8,044
26	28	54	82	42	124	5,901	7,078	12,979
56	54	110	109	123	232	8,537	10,091	18,628
21	15	36	53	46	99	3,548	4,119	7,667
109	100	209	347	326	673	21,626	25,692	47,318
19	29	48	73	77	150	4,114	4,879	8,993
61	55	116	143	142	285	6,951	8,546	15,497
3	3	6	28	38	66	2,277	2,715	4,992
12	23	35	80	103	183	3,934	4,723	8,657
17	34	51	59	62	121	3,521	4,167	7,688
65	84	149	171	192	363	8,262	9,877	18,139
10	16	26	57	60	117	2,786	3,352	6,138
11	4	15	21	18	39	2,446	2,882	5,328
198	248	446	632	692	1,324	34,291	41,141	75,432
8	11	19	25	32	57	3,451	4,321	7,772
7	2	9	91	113	204	3,943	4,608	8,551
9	12	21	32	62	94	2,931	3,463	6,394
2	2	4	15	8	23	3,297	3,853	7,150
0	1	1	7	11	18	482	563	1,045
2	0	2	9	25	34	805	946	1,751
28	28	56	179	251	430	14,909	17,754	32,663
65	96	161	315	297	612	10,626	12,338	22,964
17	22	39	50	68	118	3,592	4,170	7,762
6	5	11	56	91	147	4,533	5,216	9,749
88	123	211	421	456	877	18,751	21,724	40,475
34	36	70	94	114	208	5,583	6,705	12,288
31	32	63	92	120	212	7,238	8,623	15,861
20	22	42	91	104	195	5,918	6,977	12,895
85	90	175	277	338	615	18,739	22,305	41,044
5	7	12	56	62	118	3,902	4,551	8,453
8	4	12	54	81	135	4,081	4,646	8,727
13	11	24	110	143	253	7,983	9,197	17,180
6	5	11	45	64	109	4,471	5,213	9,684
14	15	29	55	68	123	4,049	4,752	8,801
18	25	43	57	85	142	3,987	4,600	8,587
38	45	83	157	217	374	12,507	14,565	27,072
9	10	19	72	86	158	5,873	6,849	12,722
8	10	18	23	36	59	1,926	2,166	4,092
2	1	3	44	102	146	5,048	5,750	10,798
18	22	40	95	98	193	4,927	5,658	10,585
4	1	5	18	17	35	1,011	1,223	2,234
5	9	14	20	35	55	1,607	2,037	3,644
46	53	99	272	374	646	20,392	23,683	44,075
31	36	67	61	62	123	8,595	10,273	18,868
10	11	21	22	28	50	6,189	7,183	13,372
5	8	13	82	102	184	5,165	6,211	11,376
6	6	12	25	40	65	2,113	2,390	4,503
52	61	113	190	232	422	22,062	26,057	48,119

区 分 市区町村名	(a) 昭和50年3月18日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和50年3月19日 以降登録者数			
	男	女	計	男	女	計	
三池郡 高田町	5,917	6,784	12,701	3	5	8	
出川郡	香添 春田町	4,962	6,040	11,002	1	1	2
	金糸川 田町	5,587	6,790	12,377	2	1	3
	田崎町	2,623	3,047	5,670	1	1	2
	赤方大赤 池城町	3,534	4,229	7,763	0	1	1
	任 町	7,746	9,191	16,937	0	0	0
計	33,626	40,122	73,748	10	11	21	
京都郡	荻原 田川町	8,721	9,537	18,258	0	0	0
	勝豊 山津町	3,314	3,894	7,208	1	4	5
	計	2,080	2,395	4,475	0	0	0
	計	2,609	2,959	5,568	3	6	9
築上郡	椎吉 田富町	4,488	5,027	9,515	16	7	23
	築新大 富城町	2,441	2,968	5,409	0	0	0
	吉富 村	3,770	4,368	8,138	0	0	0
	新大 平	1,234	1,579	2,813	0	1	1
	計	1,697	2,055	3,752	13	12	25
計	13,630	15,997	29,627	29	20	49	

(c) 昭和50年3月 19日以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
35	24	59	90	105	195	5,795	6,660	12,455
21	14	35	131	135	266	4,811	5,892	10,703
10	10	20	128	159	287	5,451	6,622	12,073
14	10	24	33	35	68	2,577	3,003	5,580
24	18	42	63	54	117	3,447	4,158	7,605
31	42	73	131	131	262	7,584	9,018	16,602
13	18	31	38	64	102	3,051	3,609	6,660
6	12	18	50	53	103	2,557	3,042	5,599
18	6	24	35	41	76	2,125	2,487	4,612
5	9	14	17	16	33	1,265	1,475	2,740
142	139	281	626	688	1,314	32,868	39,306	72,174
5	7	12	278	227	505	8,438	9,303	17,741
26	15	41	39	54	93	3,250	3,829	7,079
12	20	32	43	45	88	2,025	2,330	4,355
20	21	41	53	41	94	2,539	2,903	5,442
63	63	126	413	367	780	16,252	18,365	34,617
18	5	23	134	95	229	4,352	4,934	9,286
15	31	46	65	75	140	2,361	2,862	5,223
5	5	10	74	100	174	3,691	4,263	7,954
2	10	12	16	26	42	1,216	1,544	2,760
45	50	95	7	15	22	1,658	2,002	3,660
85	101	186	296	311	607	13,278	15,605	28,883